

高崎市地域審議会会議運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高崎市、群馬郡倉渕村、同郡群馬町及び多野郡新町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議、高崎市及び群馬郡箕郷町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議並びに高崎市及び群馬郡榛名町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議に基づき、高崎市倉渕地域審議会、高崎市群馬地域審議会、高崎市新町地域審議会、高崎市箕郷地域審議会及び高崎市榛名地域審議会の会議(以下「会議」という。)の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の開閉)

第2条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言する。

(発言)

第3条 委員は、議長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(会議録)

第4条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員等の氏名

(3) 会議に付した案件

(4) 議事の内容

(5) その他必要事項

2 会議録は、議長及び議事に先立ち議長が指名する出席委員1人が署名する。

(傍聴の手続等)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、高崎市地域審議会傍聴人受付簿(様式)に住所及び氏名を記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第6条 傍聴人の定員は、その都度議長が定める。

(傍聴することができない者)

第7条 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器その他危険な物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

- (3) 異様な服装をしている者
 - (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
 - (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴することができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の遵守事項)

第 8 条 傍聴人は、傍聴席において次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻又は腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話の電源を入れないこと。
- (7) 許可を得ないで傍聴席において写真又はビデオカメラ等の撮影、録音等をしないこと。
- (8) 庶務を担当する職員の指示に従うこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第 9 条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 7 月 5 日から施行する。

この規則は、平成 18 年 10 月 13 日から施行する。

様式（第5条関係）

高崎市地域審議会傍聴人受付簿

（ 年 月 日開催 第 回高崎市 地域審議会会議 ）

	氏 名	住 所	備 考